

いじめ防止対策推進法の改正に関する要望

平素は、大津市政の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年10月にいじめを受けた大津市立中学校の生徒が自ら命を絶たれるという痛ましい事件が起こり、本市においては、このような痛ましい事件を二度と起こさないよう、全力を挙げていじめの防止に取り組んでまいりました。

いじめは死につながる。

私たちは、このことを常に心に刻み、亡くなった中学生の無念さやつらさを忘れず、真摯な反省の上に、これまでの歩みを止めてはなりません。

国におかれましても、平成25年9月にはいじめ防止対策推進法を施行され、さらに、現行法が抱える諸課題を踏まえて改正案をご検討いただいておりますが、法の改正は今日現在も実現しておりません。

この間、全国各地では、いまだにいじめを受けたことにより命を絶つ子どもたちは後を絶たず、多くのいじめに苦しむ子どもたちがいるという現状が存在します。

つきましては、法の改正案のご検討に当たり、本市の当時の事件への反省とこれまでの取組を生かしていただき、現行法の実効性を高めていただくことで、「子どもの命を守るための法律」とされるよう強く望むとともに、これ以上いじめで苦しむ子どもたちを生まないために、その改正を1月20日に召集された通常国会において早期に実現いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成31年4月に示された座長試案に対する本市の意見書を改めて添付いたしますので、「子どもの命を守るための法律」とするため、どうか今一度ご検討賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年1月22日

いじめ防止対策推進法に関する勉強会

座長 馳 浩 様

大津市長 越 直 美